

フィリピン ビジネス・税務ニュースレター ー QDMTT（適格国内ミニマム課税）の解説

UHY Tokyo News Letter : Philippine Business & Tax Update

はじめに

長年にわたり、多くの国では、法人税の減免や税率の軽減、追加的な控除などの税制優遇措置を設けることにより、海外からの投資を呼び込んできた。フィリピンも同様に、製造業、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）、輸出サービス、物流、再生可能エネルギーなどの重点分野への投資促進のため、各種税制優遇措置を活用してきた。

一方で、国際的な税務環境は大きく変化している。もはや、どの国がより低い税率を提供できるか、を競う時代ではなく、いかに一定水準以上の税負担を確保するか、が焦点となっていると言える。OECD/G20 が推進するグローバル・ミニマム課税（ピラー 2）では、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、事業を行うすべての国で最低 15% の実効税率を負担することが求められている。

こうした国際的な税制改正に対応するため、フィリピンでは QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax：適格国内ミニマム課税) の導入が検討されている。QDMTT が導入されることにより、フィリピン国内で生じた所得に対する実効税率が 15% を下回る場合、その不足分に相当するトップアップ税（追加課税額）を、他国（例えば、多国籍企業グループの親会社所在国）に先立ちフィリピン政府が徴収できるようになる。

フィリピン財務省は、QDMTT の導入により、グローバル・ミニマム課税の適用によって失われる可能性のある税収 500 億ペソ以上を確保する方針であると報じられている。この制度は、フィリピン国内で生み出される所得に対する国の課税権を維持し、税収基盤を守るための重要な施策であると位置付けられている。

グローバル・ミニマム課税について

QDMTT を理解するためには、まずグローバル・ミニマム課税（ピラー 2）について理解する必要がある。ピラー 2 は、大規模な多国籍企業に対して一定水準以上の税負担を求めるために、OECD/G20 が推進する国際的な税制改革の取り組みのひとつである。一般的には、年間の連結売上高が少なくとも 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業グループが対象とされる。

ピラー 2 の基本的な考え方は、対象企業が事業を行うそれぞれの国・地域において、最低 15% の実効税率が確保されるべきというものである。ここでいう実効税率とは、単に法律で定められた税率ではなく、税制優遇措置、各種控除、免税措置などを考慮した後の実際の税負担を指す。

例えば、海外の多国籍企業がフィリピンで事業を行っており、税制優遇措置の適用により実効税率

が 10%となっているとする。ピラー 2 では最低 15%の実効税率が求められるため、5%分の不足が生じる。この 5%の不足分を補うために課されるのが、トップアップ税である。これは、多国籍企業グループの実効税率を最低税率である 15%に引き上げるための追加税額を意味する。

そして、ここで重要なのが、そのトップアップ税をどの国が徴収するのか、という点である。

QDMTT は、まさにこの追加税額を親会社所在国などの外国に徴収される前に、フィリピン自身が徴収できるようにするための仕組みとなる。

QDMTT とは

QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax: 適格国内ミニマム課税)は、その国で生じた所得に対して実効税率が 15%を下回る場合、不足分の税額を自国で徴収できるようにする制度となる。名前は複雑に見えるが、仕組み自体はいたってシンプルだ。

フィリピンで QDMTT が導入された場合、対象となる多国籍企業グループがフィリピンで所得を得ており、実効税率が 15%未満の場合、フィリピン政府は不足分に相当するトップアップ税（追加課税額）を課することができるようになる。

QDMTT が導入されていない場合、この追加課税額について多国籍企業の親会社所在国など、他国が徴収してしまうことがある。一方、QDMTT を導入すれば、フィリピン国内で生じた所得に係る追加課税額は、フィリピンが優先的に徴収することが可能となる。

つまり、ピラー 2 が「各国が最低 15%の実効税率を確保するための国際ルール」であるのに対し、QDMTT は「その不足分をフィリピンが優先的に

徴収するための仕組み」ということになる。

このため、QDMTT は税収の国外流出を防ぐ効果があり、また、フィリピン国内で生み出された所得に対する課税権を維持する役割がある。QDMTT は単なる税制措置ではなく、グローバル・ミニマム課税という新たな国際課税ルールへの対応策として位置づけられるものと言える。

外国人投資家への影響

QDMTT の影響を特に受けるのは、年間の連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上の大規模な多国籍企業グループとなる。これらの企業にとっては、従来の税制優遇措置の効果を改めて見直す必要がある。これまでフィリピンでは、税率の軽減や特別控除などの優遇措置によって税負担を抑えることが可能であった。しかし、優遇の結果として実効税率が 15%を下回る場合、グローバル・ミニマム課税（ピラー 2）の下でトップアップ税（追加課税額）が発生する可能性がある。

そのため、投資家は法定税率だけでなく、実際の税負担を示す実効税率にも注目する必要がある。ピラー 2 では、この実効税率が 15%を下回るかどうかによって、追加課税の有無が決定されるからだ。

また、外国企業は、現在利用している税制優遇措置や、今後利用を検討している優遇措置について見直し求められる。設備投資や事業拡大、キャッシュ・フローの改善を支援する優遇措置は引き続き税務上のメリットを享受できる可能性があるが、単に税率を 15%未満に引き下げることが目的とした優遇措置については、ピラー 2 の対象企業にとっては従来ほどの節税効果が期待できない可能性が高い。

さらに、QDMTT の導入は企業にとって税務上の
予見可能性の向上にもつながると言える。トップ
アップ税の発生が避けられないのであれば、親会
社所在国などの海外で課税されるよりも、フィリ
ピン国内の明確なルールに基づいて課税される方
が、タックスプランニング・税務管理を行いやす
くなると考えられるからだ。

適切に設計された QDMTT は、多国籍企業グル
ープの税務上の不確実性を軽減し、グローバル・ミ
ニマム課税への対応を円滑にすることが期待され
ている。

■ Author : UHY M.L. Aguirre & Co.

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。